

3 医 療

◆自立支援医療（更生医療）の給付

内 容	身体障害者手帳に記載されている障害原因と因果関係があり、その障害の除去又は軽減が見込まれる医療が対象となります。医療は指定自立支援医療機関で行われるものに限り、対象の医療費について、医療保険各法で負担される部分を除いた分を公費負担します。自己負担は、原則として医療費の1割です。所得制限があり、世帯の所得に応じて、月額上限負担額が設定されています。 <u>医療実施前に申請する必要があります。（心臓機能障害について一部特例有り）</u>	
対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方	
対 象 と な る 医 療 の 例	(1) 肢体不自由	関節置換術、関節形成術、骨切り術など
	(2) 内部障害	腎臓 人工透析療法、腹膜透析（CAPD）、シャント作成術、腎臓移植術、腎臓移植術後の抗免疫療法
		心臓 ペースメーカー植え込み術、弁置換術、埋込み型除細動器移植術、冠動脈バイパス術、心臓移植術、心臓移植術後の抗免疫療法など
		肝臓 肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
		小腸 中心静脈栄養法など
	(3) 音声・言語 そしゃく機能障害	顎骨形成術、口蓋裂形成術、歯科矯正など
	(4) 視覚障害	角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術
	(5) 聴覚障害	人工内耳埋込み術、鼓室形成術、穿孔閉鎖術など
	(6) 免疫機能障害	抗HIV療法、免疫調整療法など
手 続	自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書、医師意見書、医療保険証、障害年金受給者は年金証書と年金振込み通知を持って問い合わせ先に申請してください。	
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316	

◆自立支援医療（育成医療）の給付

内 容	障害の除去又は軽減が確実に見込まれる医療が対象となります。医療は指定自立支援医療機関で行われるものに限り、対象の医療費について、医療保険各法で負担される部分を除いた分を公費負担します。自己負担は、原則として医療費の1割です。所得制限があり、世帯の所得に応じて、月額上限負担額が設定されています。 <u>医療実施前に申請する必要があります。（心臓機能障害について一部特例有り）</u>	
対 象 者	18歳未満の方	
対 象 と な る 医 療 の 例	上記「自立支援医療（更生医療）の給付」をご覧ください。 その他内部障害で手術を行うものも対象になる場合があります。	
手 続	自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書、医師意見書、医療保険証を持って問い合わせ先に申請してください。	
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316	

◆自立支援医療（精神通院）の給付

内 容	通院医療（精神通院）に要する費用のうち、医療保険各法で負担される部分を除いた分を公費負担します。自己負担は、原則として医療費の1割です。世帯の所得に応じて、月額上限負担額が設定されています。
利用できる方	病院又は診療所に通院し、精神障害の医療を受けている方
手 続	自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書、診断書（2年に1回）、医療保険証、障害年金受給者は年金証書と年金振込み通知を持って問い合わせ先に申請してください。
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆難病等医療費給付

内 容	指定難病の患者の保険医療費の自己負担分の一部を公費負担します。 ※対象疾病など詳しくは、お問い合わせください。
手 続	特定医療費（指定難病）支給認定申請書、同意書、臨床調査個人票、世帯全員の住民票の写し、患者本人等の保険証の写し、市町村民税の課税額が確認できる書類、個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類等が必要です。 ※詳細はお問い合わせ下さい。
問い合わせ先	伊那保健福祉事務所 健康づくり支援課 電話：0265-76-6836

◆指定難病要支援者証明事業（登録者証交付事業）

内 容	指定難病にかかっている方（特定医療費（指定難病）の申請において、診断基準を満たすが重症度を満たさず不認定になった方も含む）に対し、指定難病にかかっている事実を証明するための「登録者証」を交付します。 「登録者証」は、医療費助成障害福祉サービスの受給申請時やハローワーク等で指定難病患者であることを証明する際に利用することができますが、医療費の助成はありません。
手 続	登録者証（指定難病）申請書、①②③のいずれか1つ①特定医療費（指定難病）の不認定通知②臨床調査個人票③特定医療費（指定難病）受給者証、患者の住所が確認できる書類、患者のマイナンバー確認にかかる書類、申請者の身元確認書類が必要です。 ※詳細はお問い合わせ下さい。
問い合わせ先	伊那保健福祉事務所 健康づくり支援課 電話：0265-76-6836

◆障害者医療費給付（福祉医療）

内 容	重度の心身障害者が医療機関で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成します。償還払。概ね2，3か月後に支給されます。ただし、受給者負担金が1レセプト当たり500円差し引かれます。 (18歳未満の障害児の医療費は無料)
対 象 者	・身体障害者手帳の等級が3級以上の方（65歳以上は下肢4級の一部を含む） ・療育手帳を所持する方 ・国民年金法施行令別表に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の方 ※所得制限あり
手 続	障害者手帳や障害年金証書、健康保険証、金融機関口座番号のわかるものを持参し、申請してください。
問い合わせ先	健康推進課 国保医療係 電話：0265-78-4111（内線）2341～2344

◆障害者歯科診療

内 容	重度障害者のため、県内の 4 病院に障害者用歯科医療機器が整備されています。 <table><tr><td>東信</td><td>浅間総合病院</td></tr><tr><td>北信</td><td>長野赤十字病院</td></tr><tr><td>中信</td><td>松本歯科大学病院</td></tr><tr><td>南信</td><td>昭和伊南総合病院</td></tr></table> 電話：0265-82-2121 また、「障害者歯科治療相談医制度」により、身近で相談や診療が受けられます。	東信	浅間総合病院	北信	長野赤十字病院	中信	松本歯科大学病院	南信	昭和伊南総合病院	※障害者歯科治療相談医制度 歯科医院に出向けない場合には、自宅で治療が受けられます。かかりつけの歯科医院等に相談して下さい
東信	浅間総合病院									
北信	長野赤十字病院									
中信	松本歯科大学病院									
南信	昭和伊南総合病院									
問い合わせ先	<table><tr><td>県歯科口腔保健推進センター</td><td>電話：026-235-7112</td></tr><tr><td>県歯科医師会</td><td>電話：026-222-8020</td></tr><tr><td>上伊那歯科医師会</td><td>電話：0265-72-3834</td></tr><tr><td>各病院</td><td></td></tr></table>	県歯科口腔保健推進センター	電話：026-235-7112	県歯科医師会	電話：026-222-8020	上伊那歯科医師会	電話：0265-72-3834	各病院		
県歯科口腔保健推進センター	電話：026-235-7112									
県歯科医師会	電話：026-222-8020									
上伊那歯科医師会	電話：0265-72-3834									
各病院										

◆ウイルス肝炎医療費給付

内 容	B型及びC型ウイルス肝炎の患者の保険医療費（入院費、外来は抗ウイルス療法に限り対象）の自己負担分の一部を公費負担します。
手 続	ウイルス肝炎医療費受給者証交付申請書、臨床個人票又はインターフェロンフリー治療用診断書（検査結果の写しを添付）、世帯全員の住民票の写し、患者本人の保険証の写し、市町村民税の課税額が確認できる書類、生計中心者の所得が確認できる書類が必要です。 ※詳細はお問い合わせください。
問い合わせ先	伊那保健福祉事務所 健康づくり支援課 電話：0265-76-6836

◆小児慢性特定疾病医療費給付

内 容	18 歳未満（20 歳まで更新可能）の児童の指定されている特定疾病の保険医療費の自己負担分の一部を公費負担します。 ※対象疾病など詳しくはお問い合わせください。
手 続	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書、同意書（3 種類）、医療意見書、世帯全員の住民票の写し、支給認定基準世帯員の保険証の写し、市町村民税の課税額が確認できる書類、個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類等が必要です。 ※詳細はお問い合わせ下さい。
問い合わせ先	伊那保健福祉事務所 健康づくり支援課 電話：0265-76-6836